

神戸市通学路のカラー化計画

令和6年3月

建設局

教育委員会事務局

はじめに

本市の管理する道路延長は約 6,000km^{*1}あり、その中で約 850km^{*2}が市内 163 校（市立小学校 161 校・義務教育学校 2 校）により通学路として指定されています。

通学路における安全確保については、平成 24 年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年 8 月に各小学校の通学路において、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきました。

以降継続した通学路の安全確保に向けた取組として、関係機関の連携体制を構築し対策を講じるため、「神戸市通学路交通安全プログラム」が策定され、平成 27 年より、本プログラムに基づき通学路の安全対策を進めてきました。

路側帯カラー化については、歩道のない経路において児童へ安全な通行を促すことや通行車両に対して注意喚起を図る目的に学校周辺の経路において整備を進めてきましたが、これまで要望等を踏まえ個別対応してきたため、通学路全経路に対して十分に対応できているとは言えません。

このことから、今後は「神戸市通学路交通安全プログラム」により重点的に講じる対策として、路側帯カラー舗装についても PDCA サイクルによる計画的な整備を進めることで、広域的な観点での通学路の安全確保につなげていきます。

※1 令和 5 年 4 月時点

※2 令和 6 年 3 月時点 うち道路法上の道路を通行する経路は約 820 km

通学路について

通学路は基本的には学校が交通量のほか犯罪被害防止の観点も含めて校区の交通事情を的確に把握し、地域と話し合いのうえ決定することとし、必要に応じて警察や道路管理者等関係機関の意見を聴取して、適切な経路となるよう努めています。

なお、学校は通学路のうち、多くの児童が通学時に通る道路を「主たる経路」としており、特に安全対策が必要になると考えています。

学校では、登下校中の交通事故を防止するため、通学路を定期的に点検するなど、常に安全確保に留意することとし、児童には交通安全教室をはじめとする安全指導を通して交通安全意識の向上に努めます。教育委員会は、学校長と連携のうえ、通学路の交通安全施策等の整備・充実について、関係機関に積極的に働きかけ、安全な道路環境づくりの促進に努めます。

整備方針

路側帯のカラー舗装については、通学路のうち、歩道整備等のハード対策が実施できない経路について、①児童に路側帯の通行を促すこと②ドライバーに対しての注意喚起を目的に以下の方針に沿って整備を進める。

1. 学校指定通学路の内、『主たる経路』を優先的に整備を実施する。
2. 整備対象のうち道路構造上の課題等により路側帯の整備が困難な場合は、代替措置（文マーク、電柱幕等）を講ずることとする。
3. 『主たる経路』及び『学校指定通学路』以外の経路については、通過交通に対する啓発等対策を必要とする目的を踏まえ、周辺の道路状況等に応じ整備を検討する。
4. 教育委員会と連携を図り、最新の通学路を把握し、通学路の実態に合わせた整備を推進する。

整備基準

1. 道路幅員 $W \geq 5.5\text{m}$ の道路を対象とする。
ただし、 $W < 5.5\text{m}$ であっても関係者協議の結果、路側帯が整備される箇所についてはこの限りではない。
2. 路側帯のカラー化は『緑系』の色を用いることとし、樹脂系すべり止め舗装工または溶融式区画線工による施工を原則とする。
3. 施工幅は路側帯全幅を原則とするが、路側帯幅や交通量等現地状況を踏まえて、幅塗り（路側線から 50cm 程度）も可とする。
4. 両側に路側帯がある場合、特に児童の通行の多い側を優先してカラー化を進めることとする。

整備計画（整備の進め方）

主たる経路のうち、路側帯カラー化を推進する道路延長は約 117km（①既に路側帯のある経路：約 33 km ②路側帯のない経路：約 84 km）であり、整備対象延長が長く、より効率的、効果的な事業展開を図るために、現地状況（歩行空間の連続性や交通量等）を踏まえた絞り込みを実施する。

整備箇所の絞り込み及び優先順位の決定にあたっては「神戸市通学路交通安全プログラム」における合同点検にあわせて整備箇所の検討を行うこととする。

○路側帯カラー化を推進する道路延長：約 117km

※歩行空間の連続性や交通量等を踏まえた絞り込みと整備の推進